

# 茨木市自動販売機設置事業者募集要領

茨木市では、令和8年4月1日からの自動販売機の設置事業者(以下「設置事業者」という。)を募集します。応募される方は、この募集要領にしたがい、お申し込みください。

～受付期間～

## ◆応募受付期間

日時：令和8年1月7日(水)から2月2日(月)まで

方法：郵送(簡易書留等)又は持参してください。

(持参する場合は土・日等市役所閉庁日を除く)

## ◆質疑受付期間

日時：令和8年1月7日(水)から1月30日(金)まで

方法：質疑書(様式第3号)を使用し、Eメールで送付してください。

(メールアドレス kikaku@city.ibaraki.lg.jp)

## ◆問い合わせ先

- ・募集に関するご質問(内容に関するご質問は質疑書で行ってください。)

茨木市企画財政部政策企画課(茨木市駅前三丁目8番13号)

ターミナル 072-620-1605

メールアドレス kikaku@city.ibaraki.lg.jp

- ・設置等に関するご質問

各施設管理担当(自動販売機設置仕様書に記載しています。)

## ～設置事業者決定までの概要～

### ◆要領・様式の配布期間

令和8年1月7日(水)から2月2日(月)まで

(茨木市ホームページに掲載)

### ◆質疑受付期間

令和8年1月7日(水)から1月30日(金)まで

質疑に対する回答は、直接Eメールにより行う。

ただし、内容に応じて、随時、市ホームページに公表する。



### ◆応募受付期間

令和8年1月7日(水)から2月2日(月)まで[必着]

(持参する場合は土・日等市役所閉庁日を除く)



### ◆設置事業者の決定

令和8年2月6日(金)予定

(設置事業者の決定後、決定者へ連絡するとともに、設置事業者名及び決定金額を市ホームページに公表する。)



### ◆使用許可の申請（政策企画課へ提出）

令和8年2月24日(火)まで



### ◆使用許可書の発行（各施設管理担当課から）



### ◆自動販売機の設置

令和8年4月1日(水)以降（各施設管理者と協議のうえ決定すること。）

## 1 募集物件

- ◇ 清涼飲料水等自動販売機(44台)
- ◇ 食料品自動販売機(1台)

各物件については「自動販売機設置仕様書」に記載している下記事項を確認すること。また、設置位置により扉の開閉に支障がある場合等もあるため、**必ず事前に、現在の設置販売状況を含めて、現地確認を行うこと。**なお、募集物件の販売本数や売上金額は本市では把握していないので、仕様書記載事項の確認や現地調査を実施のうえ、公募に参加すること。

## 2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（末尾参照）に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 申請時から過去1年以上、自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する自動販売機による販売実績があること。
- (6) 市税等の徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税・地方消費税を完納していること。

## 3 設置条件等

設置にあたっては、行政財産（教育財産）使用許可申請の手続きが必要です。  
※都市公園に設置する一部物件（物件番号29～34）については、公園施設設置許可申請の手続きが必要です。本募集要領に示す設置条件等は、行政財産使用許可に準じます。

- (1) 設置期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。ただし、使用状況や公用・公共用としての使用の必要性を勘案した上、支障がないと茨木市が判断する場合は、当初の条件を変更しないことを条件に当初許可開始日から最大5年を限度に引き続き使用を許可することができる。なお、引き続き許可する場合であっても使用許可は原則1年毎の更新とする。

設置事業者は、自己の都合により許可期間満了前に自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の6か月前までに撤去の意思を示し、1か月前までに必要書類を提出しなければならない。

- (2) 4(2)「設置事業者の決定」により決定した設置事業者の応募価格をもって年額使用料とする。
- (3) その他必要となる経費の負担

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- ② 光熱水費については設置事業者の負担とし、茨木市の算出した実費相当額を茨木市が発行する納付書により納付すること。なお、施設管理者が必要と判断した場合は、子メーターを設置すること。
- (4) 設置及び維持管理等
- ① 自動販売機の設置については、1物件につき1台とし（複数台募集物件を除く）、据付面を十分に確認したうえ、事前に各施設管理者と協議し、適切な転倒防止対策を施工すること。
- ② 飲料の自動販売機については、販売する飲料の容器の種類に応じた「使用済み容器回収ボックス」を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 設置事業者は、設置した自動販売機本体及び付属品等が第三者により毀損・損傷された場合においては、一切の補償を茨木市に請求することはできない。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の順守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ⑤ 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ⑥ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑦ 設置する自動販売機は、省エネルギー対応・ノンフロン等環境負荷を低減した機種とすること。
- ⑧ 自動販売機の設置について、各施設管理者と協議のうえ設置日を決定すること。
- (5) 設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。また、原状回復に係る費用は、設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を茨木市に請求することができないものとする。
- (6) 使用上の制限
- ① 使用許可の条件を順守し、茨木市が発行する納付書により使用料・光熱水費を茨木市の定める期限までに納付すること。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸する等により、第三者に使用させないこと。
- ③ 自動販売機本体、付属品及び販売品等の搬入出の時間・経路等については、各施設管理者の指示に従うこと。
- ④ 標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑤ 酒類の販売は、行わないこと。

⑥ 災害発生時に自動販売機内の飲料を出すことができる販売機（災害対応型自動販売機）については、その旨を販売機に表示すること。また、災害対応型自動販売機を設置した場合には、速やかに茨木市と協定を締結し、災害発生時に茨木市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

#### 4 参加手続及び決定

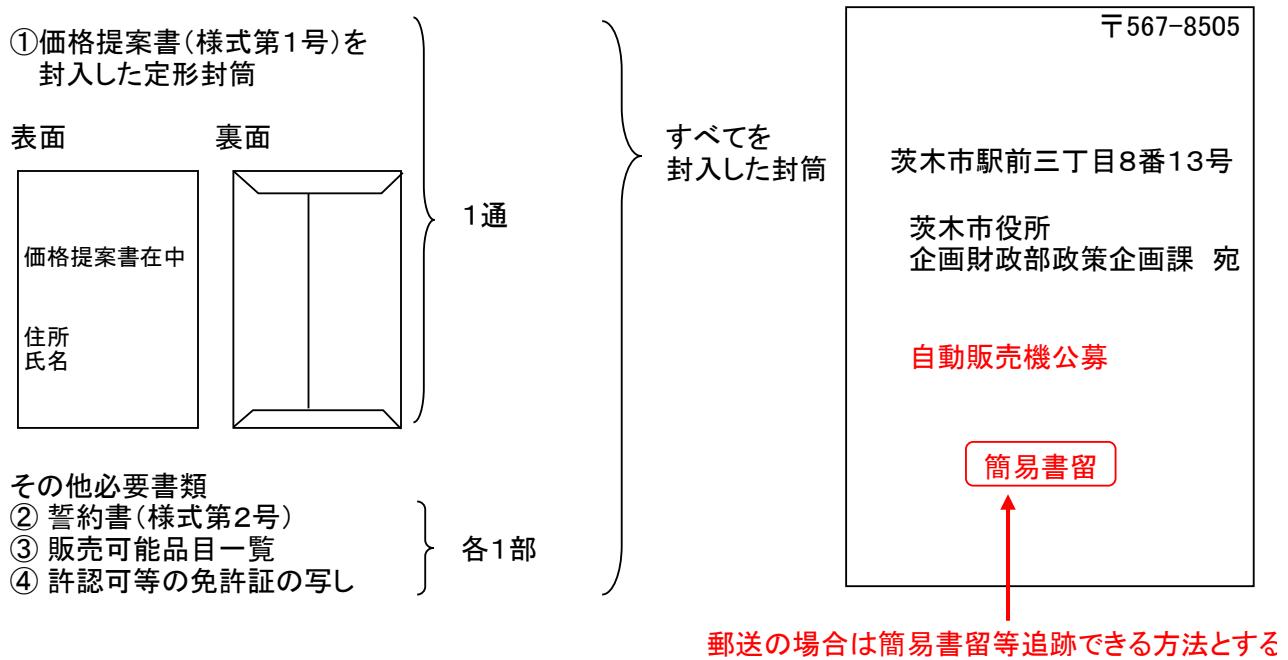
##### (1) 応募方法

必要書類に記入漏れ、押印漏れがないことを確認して、すべてを同封したものと、**郵送（簡易書留等追跡できる方法）**又は**持参**すること。

##### 必要書類等

- ・ 価格提案書  
(様式第1号)
  - ・ 誓約書 (様式第2号)
  - ・ 販売可能品目一覧
  - ・ 許認可等の免許証の写し
- ※この書類のみを定形封筒に入れ、密封すること。（封印は不要）
- ※この2つについては、事前に確認をするため、価格提案書の定形封筒に封入しないこと。

※許認可等が必要な自動販売機のみ



<郵送する場合>

応募受付期間 令和8年1月7日(水)から2月2日(月)まで[必着]

送付先 〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市 企画財政部政策企画課

封筒の表に〔自動販売機公募〕と赤字で記入すること。

※簡易書留等追跡できる方法で送付すること。

<持参する場合>

応募受付期間 令和8年1月7日(水)から2月2日(月)まで

午前8時45分から午後5時15分まで

ただし、土・日等市役所閉庁日を除く

提出先 茨木市役所 本館3階 企画財政部政策企画課

(茨木市駅前三丁目8番13号)

## (2) 設置事業者の決定

① 1物件毎に茨木市が設定する最低使用料以上の価格で応募をした者の中、最高の価格で応募をした者を設置事業者とする。なお、募集台数が複数の物件については、応募価格の高い者から順位を決定し、物件番号3は上位2者を設置事業者とする（設置場所は茨木市が指定する。）。

ただし、6による取消し（7ページ記載）があったときは、取消しを受けた者を除いて設置事業者を決定する。

② 1物件につき、設置事業者となるべき同価格の応募をした者（以下「同額応募者」という。）が複数者あり募集台数を超える場合は、当該応募価格を最低使用料として、同額応募者より再公募を受けつけ、再公募の最高価格で応募をした者に決定する。再公募によっても決定しない場合は、くじ引きで決定する。

③ 設置事業者の決定後速やかに、設置事業者に通知するとともに、茨木市ホームページに決定金額及び設置事業者名を掲載する。（令和8年2月6日予定）

## (3) 価格提案書の無効

① 次のいずれかに該当する価格提案書は、無効とする。

ア 参加資格がない者が価格提案したもの。

イ 指定の期間内に提出されなかったもの。

ウ 押印のないもの。

エ その他価格提案書に関する条件に違反したもの。

② また、次のいずれかに該当する価格提案がある価格提案書は、当該価格提

案がある物件の項についてのみ無効とする。

- ア 最低下額使用料を下回るもの。
- イ 記載した金額を修正したもの。

## 5 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、設置機種・販売品目等について施設管理者と協議を行ったのち、令和8年2月24日(火)までに下記必要書類を茨木市政策企画課へ提出し、使用許可申請の手続を行うこと。

必要書類 ◎：設置施設毎に1部、メール可 (kikaku@city.ibaraki.lg.jp)

○：原本1部

◎ 申請書 ※物件に応じた様式を使用すること

- ・行政財産使用許可申請書
- ・教育財産使用許可申請書
- ・公園施設設置許可申請書

◎ 設置場所の図面

◎ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が分かるもの）

○ 証明書類（発行から3か月以内のもの）

　<法人の場合> 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書

　<個人の場合> 印鑑証明書

○ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　<法人の場合> 様式その3の3

　<個人の場合> 様式その3の2

○ 各市町村にて発行する「市民税」、「固定資産税及び都市計画税」の各々の納税証明書（未納税額・納付額がない納税証明書の提出でも可）

○ 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱に基づく誓約書

なお、使用許可の手続に係る一切の費用は、設置事業者の負担とする。

## 6 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消し、場合により次回以降の設置事業者の募集に応募できないものとする。

- (1) 正当な理由なく、期日までに使用許可の手続が行われなかつたとき。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失つたとき。
- (3) 公募事務の円滑な執行を困難にする行為と市が判断したとき。

## 7 使用許可の取消・変更

次のいずれかに該当する場合は、使用許可の取消・変更をすることがある。

- (1) 許可物件を市が公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が募集要領及び許可条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により許可を受けたとき。

## 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）抜粋

### （一般競争入札の参加者の資格）

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。